

1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長等

民法の一部改正（注1）を踏まえ、労働基準法（以下、「労基法」といいます）が一部改正され、令和2年4月1日以降に支払期日が到来する賃金請求権の消滅時効期間を5年（現行は2年）に延長しつつ、当分の間は3年となります。

なお、退職金請求権（現行5年）の消滅時効期間に変更はなく、年次有給休暇請求権（現行2年）、災害補償請求権（現行2年）についても変更はありません。

消滅時効期間の延長対象となるものは次のとおりです。

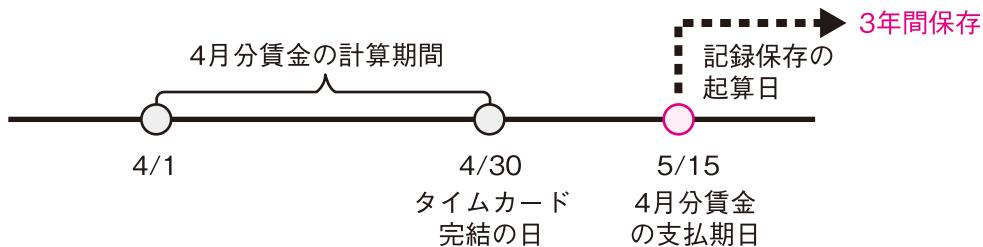
- 金品の返還（労基法23条、賃金の返還請求に限る）
- 賃金の支払（労基法24条）
- 非常時払（労基法25条）
- 休業手当（労基法26条）
- 出来高払制の保障給（労基法27条）
- 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金（労基法37条）
- 年次有給休暇に対する賃金（労基法39条9項）
- 未成年者の賃金（労基法59条）

2. 賃金台帳等の記録の保存期間の延長等

労基法109条に規定する記録の保存期間について、賃金請求権の消滅時効期間に合わせて5年に延長しつつ、当分の間は3年となります。

また、本改正により、賃金請求権の消滅時効期間が満了するまで必要な記録が保存されるよう、賃金台帳及び賃金に関する関係書類（次の②⑥⑦⑧）の記録に関する賃金の支払期日が記録の完結する日より遅い場合には、当該支払期日が記録の保存期間の起算日となることを明確化しました。

- ①労働者名簿
- ②賃金台帳
- ③雇入れに関する書類（雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書など）
- ④解雇に関する書類（解雇決定関係書類、予告手当または退職手当の領収書など）
- ⑤災害補償に関する書類（診断書、補償の支払、領収関係書類など）
- ⑥賃金に関する書類（賃金決定関係書類、昇給減給関係書類など）
- ⑦その他の労働関係に関する重要な書類
(出勤簿、タイムカードなどの記録、労使協定の協定書、各種許認可書、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類、退職関係書類など)
- ⑧労働基準法施行規則、労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録



3. 付加金の請求期間の延長

令和2年4月1日以降に、割増賃金等の支払義務違反があった場合、付加金（注2）を請求できる期間を5年（現行は2年）に延長しつつ、当分の間は3年となります。

付加金制度の対象となるものは次のとおりです。

- 解雇予告手当（労基法20条）
- 休業手当（労基法26条）
- 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金（労基法37条）
- 年次有給休暇に対する賃金（労基法39条9項）

注1) 民法の一部改正（平成29年5月改正、令和2年4月施行）

使用者の給料等に関する短期消滅時効（1年間）が廃止されるとともに、消滅時効期間が債権の種類を問わず、①権利を行使できることを知った時から5年、または、②権利を行使することができる時から10年と整理された。

注2) 付加金とは、割増賃金等の支払義務違反に対する一種の制裁として、未払金の支払を確保することや私人による訴訟のもつ押止力を強化する観点から設けられた制度であり、裁判所が労働者の請求により、事業主に対して未払賃金に加えて支払を命じることができるもの。

（参考）改正労基法の消滅時効期間

	改 正 前 （～令和2年3月31日）	改 正 後 （令和2年4月1日～）
賃 金	2年	5年（当分の間は3年）
年 次 有 給 休 暇	2年	2年
退 職 金	5年	5年
災 害 補 償 請 求 権	2年	2年
記 録 の 保 存	3年	5年（当分の間は3年）

（岐阜県郡上市）

冬の張り詰めた空気
に、絶えることなく水
音が響く。シャッター
を切る瞬間、緊張感が
一気に吹き出す。

O 1 / 15 秒、J 速度・
2 0 0 + 1 I 絞り
0 2 0 0 2 0 3 S
X | T 2
レンズ F 4、X R、F
カメラ 0 | 1 24
フジフィルム S ミ

寒 の 韶

日 比 野 義 孝

デ ィ タ

『ホワイト企業推進事業場』紹介 中日サービス（株）
弁護士に聞く（83）
安全衛生あれこれ（17）
社会保険労務士が答える企業の労務管理（65）
愛知紛争調整委員会統一・残月録（118）
こちら企業の労働110番です（123）
わたしのジハード（218）
名北セーフティー・アドバイス（169）
表紙＝寒の韶

名北の空の下—署長室から—（48）
西脇明典 20
増田稔久 21
渡邊智宏 22
小栗利治 23
若井大志 24
植田美津恵 25
天野・神村 26
日比野義孝 27

目 次